

中学・高等学校の保健体育教職を目指す大学生の「性行為」 に関する認識調査（学校教育の観点から）～第一報～

服部 哲也¹⁾・泉 敏郎²⁾

¹⁾ 帝京短期大学、²⁾ 帝京平成大学

Attitude Survey on "Sexual Activity" among University Students Aiming to Become Health and Physical Education Teachers in Junior High Schools and High Schools

Tetsuya HATTORI¹⁾・Toshiro IZUMI²⁾

¹⁾ Department of Living Science Teikyo Junior College

²⁾ Department of Business Teikyo Heisei University

Abstract

【Problem/Purpose】 This report investigates the health class of "sexual activity" in junior high school and high school based on the questionnaire to the teaching students of health and physical education, and enumerates the current status and issues of "sex education" to obtain knowledge to be applied to the future educational field.

【Methods】 A questionnaire survey was conducted on educational institutions and environments where sex education was taught, and on the education of stopping the practice of sex education to 31 students in the health and physical education teaching courses at junior high and high schools of a certain university.

【Results】 The age at which they were taught sex education, the educational institution, and the environment varied, and more than 50% of the students said they were not taught sex education, clearly indicating certain problems with sex education in Japan. The survey also revealed that sexual activity itself was not specifically taught in junior high school and high school health classes.

【Discussion】 The fundamental problem of sex education in Japan is that sex education is not positioned in school education. The "halting provision" of the Courses of Study is that condom education is based on family planning, and students' interests and needs are hidden from them, leading to easy sexual

intercourse, pregnancy, sexually transmitted diseases, and violent sexuality. In the future, new sex education is required with reference to the school education field. In order to avoid becoming a perpetrator of sexual abuse, it is necessary for students to understand self-control, to know how the body works in order to avoid sexual abuse, and to understand the nature of sexual activity itself. Proper sex education is expected to have a great impact on society as a whole, as it will lead to a decrease in sexual crimes if students, including students in the teaching profession, and students in all types of schools learn it in accordance with their developmental stages.

Keyword : sex education, sexual activity, Ministry of Education, Pawl provision

要旨

【問題・目的】本報告は、保健体育科の教職学生へのアンケートを基に、中学・高校時代の「性行為」の保健授業について調査し、「性教育」の現状の把握と課題等を列挙し、今後の教育現場に応用する知見を得ることとする。

【方法】某大学中学・高校保健体育教職課程の学生 31 名に性教育を学んだ教育機関及び環境と歯止め教育のアンケート調査を実施した。

【結果】性行為を教わった年代、教育機関、環境にばらつきがあり、具体的な内容について教わっていないが 50% 以上を占め、日本の性教育について一定の問題点が明示された。また、学校の教育現場での中学、高校の保健授業においても性行為そのものは具体的教育がなされていないことがわかった。

【考察】わが国の性教育の根本的な課題は、学校教育に性教育が位置付けされていないことである。学習指導要領の「歯止め規定」は、コンドームの教育は家族計画が前提の教育であり、生徒の興味・関心や必要なことは隠された情報となり、安易な性交、妊娠や性感染症、暴力的な性に結びついている。今後は、学校教育現場を参考に新たな性教育が求められる。性被害の加害者にならないために、自己コントロールの理解、性被害回避のために身体のしくみを知り、性行為自体の在り方を把握させることなどがある。正しい性教育は、教職課程の学生をはじめ、各学校種の生徒の発達段階に応じた身に付けることが性犯罪減少に繋がるなど、社会全体への影響が大いに期待できる。

キーワード : 性教育、性行為、文部科学省、歯止め規定

I 問題・目的

文部科学省の学校における性に関する指導は、学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取れるようにすることを目的に実施されており、体育科、保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じて指導すること¹⁾としている。性の指導に当たっては、①発達の段階を踏まえること ②学校全体で共通理解を図ること ③保護者の理解を得ること④事前に、集団で一律に指導（集団指導）する内容と個々の児童及び生徒の状況等に応じ個別に指導（個別指導）する内容を区別しておくこと¹⁾の4つ観点を計画性をもって実施する様に提唱している。

まず、小学校、中学校、高等学校における保健体育に関する学習指導要領及び解説ならびに「歯止め教育」の指針を提示する。

1) 現状：【学習指導要領解説（保健体育編）】

小学校 学習指導要領及び解説（文部科学省）²⁾

- 身体は思春期になると次第に大人の身体に近づき、身体つきが変わったり、初経、精通などが起こったりすること（変声、発毛、異性への関心も芽生えることについても理解できるようにする）
中学校 保健体育学習指導要領及び解説（文部科学省）³⁾
- 思春期には、内分泌の働きによって生殖に関わる機能が成熟すること、また、

成熟に伴う変化に対応した適切な行動が必要となること（射精、月経、性衝動、異性の尊重、性情報への対処など性に関する適切な態度や行動の選択が必要になることを理解できるようにする）

- 妊娠や出産が可能となる観点から、受精・妊娠を取り扱うものとする
- 感染症については、後天性免疫不全症候群（エイズ）及び性感染症についても取り扱うものとする

高等学校 保健体育学習指導要領（文部科学省）⁴⁾

- 生涯を通じる健康の保持増進や回復には、生涯の各段階の健康課題に応じた自己の健康管理及び環境づくりが関わっていること（受精、妊娠、出産とそれに伴う健康課題、また、家族計画の意義や人工妊娠中絶の心身への影響などについて理解できるようにする）
- 感染症の予防には、個人の取り組み及び社会的な対策を行う必要があること（エイズ及び性感染症についても、その原因、及び予防のための個人の行動選択や社会の対策についても理解できるようにする）

2) 【歯止め教育の歴史的背景と性教育における現状】

学習指導要領における歯止め規定⁵⁾とは、「～は取り扱わないものとする」、「～のみ取り扱うものとする」、「～深入りしないものとする」などといった文言で学習内容を限定した規定のことである。学

習指導要領に歯止め規定が導入されたのは1978年版の学習指導要領になる。1989年版⁶⁾及び1998年版の学習指導要領⁷⁾においては、歯止め規定は、かなりきめ細かく定められていた。歯止め規定は、学習内容を限定した規定のことであり、学習指導要領に定められたこと以上の内容を教えるはならないと受け止められること、学習指導要領は事実上の上限である⁸⁾、といった受け止められることがあった。そこで、1999年当時大臣官房政策課長が「学習指導要領は全員に教えるべき最低基準」とする説明をおこなった。しかしながら、この発言を受けて教科書会社が新課程用の教科書に学習指導要領の内容を超える項目を記述したところ、従来通りの検定基準でことごとく削られてしまった⁸⁾という経緯がある。そこで2008年の学習指導要領改訂⁹⁾では、原則として歯止め規定は姿を消しているものの、この背景には発展学習を容認するためのもので、実際は「歯止め規定」は残したままこれを超えた内容を教えることを容認したにすぎない⁸⁾。そのため、以前として歯止め規定は教育現場には残存しているという現状がある。

本報告における性教育に関しては、2008年の学習指導要領改訂において歯止め規定は削除されているものの1998年の学習指導要領（中学校保健体育）改定で盛り込まれている「妊娠の経過については取り扱わない」⁷⁾の文言によって歯止め規定が現存している。

これらを背景に、わが国の性教育の根本的な原因は、学校教育における性教育の位置付けに課題がある。具体的には、学習指導要領に「歯止め規定」の存在であり、例えばコンドームの教育は家族を作るという前提での教育であり、生徒たちの知りたいことや必要なことはベールに隠された情報となり、理解されないまま安易な性交を迎え、その結果、望まれない妊娠や性感染症、暴力的な性に結びついていると考えられる。そこで、今後の性教育においては、歯止め規定の取り扱いを含めて、現在の社会の変化や学校教育現場での活動を参考にした新たな性教育の在り方が求められる。

3) 【日本国内の教育機関における性犯罪の現状】

現代は日常の面識のない男女がSNS等を通じて出会うことができるという出会いの場に大きな変化が生じている。男女の出会いが手軽になり、SNSを通じて知り合った男女の性犯罪が後を絶たないという現状がある。教育機関においても教員による性犯罪が後を絶たない。これらを背景に、令和3年に成立した新法「教員による児童生徒性暴力防止法」¹⁰⁾を受け、わいせつ行為の表現は「性犯罪・性暴力」になり、これまでより強い表現に改められた。

文部科学省は、47都道府県と20政令市の計67教育委員会の公立学校教員を対象に令和2年に「人事行政状況調査」¹¹⁾を実

施した。この調査によると、教員による児童、生徒らへの性犯罪・性暴力（わいせつ行為）やセクシャルハラスメント（以降セクハラ）で、2020年度に処分された公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園の被処分者の教員は200人と発表した。これは過去2番目に多かった2019年度（273人）よりは減少したが、8年連続で200人台が続いており依然高い推移である。被処分者の内訳は、懲戒処分されたのは178人（免職113人、停職45人、減給17人、戒告3人）で、訓告などは22人になった。被処分者の性犯罪等の発生場所は、勤務校の児童、生徒や18歳未満への行為での処分者は96名に上り、全体の約5割近くを占めた。また、被処分者の所属する学校種は、小学校64名、中学校74名、高等学校53名である。被処分者数を在職者数で除した割合で検討すると小学校0.02%、中学校0.03%、高等学校0.03%の結果であった。また、今回からは幼稚園の教員も処分の対象となり1名が処分（被処分者数/在職者数0.01%）の対象となった。教職に関わる者の性犯罪のうち半数は、学校種に関わらず未成年を対象にした勤務校において発生する可能性がある。そこで、教職を目指す学生は、性教育のみならず、被処分者にならないために性犯罪等の教育も含めた適切な人材育成が必要である。

目的

問題・目的で列挙した内容を基に、性

行為、性行為の学びと歯止め教育についてアンケート調査した。これらの調査結果を基に、小学校・中学校・高等学校における性教育の現状把握、学習指導要領との比較・検討を通して、保健体育教諭養成課程における教育上の参考となる知見を得ることを目的とした。

Ⅱ 方法

1. 調査対象者

2021年度に入学した、T大学（4年制）の人文社会学部経営学科において中学・高等学校の保健体育教諭を目指す31名を対象にアンケート調査を実施した。回答は任意であること、授業成績とは無関係であること、自らの意思でアンケート調査の途中でも辞退することが可能であることを説明した。

1) 実施期間

2022年5月のT大学の保健体育教育法Iの授業内にてアンケート調査を実施した。

予め、予備調査ならびに説明会を開催し、被験者の同意を得た上で実施した。

2) 調査内容

(1) 調査方法

アンケート調査用紙を用い①いつ性行為のことを知ったか②初めて性行為を知ったきっかけ③中学校保健の授業における性行為について学んだこと④高等学校保健の授業における性行為について学んだこと⑤文部科学省における歯止め教育に対する考えの5項目の質問を全て自由記述式にて行った。調査したアンケー

トデータは、個人情報漏洩に配慮して
研究室の鍵付きのロッカーにて保管する。

(2) 検討方法

アンケート調査によって回収した上記
の5項目における自由記述を集計した。
記述から、NPO 法人ピルコン（2018）に
おけるアンケート調査¹²⁾を参考に、学習
指導要領、先行研究と比較・検討した。
検討する際は、調査データは研究室にて
比較・検討し、保管も同様に研究室にて
保管する。今回は第一報として、解析手
法については、統計的処理を用いず事例
報告とし、継続研究とする。

3) 倫理的配慮

本報告は、帝京短期大学研究倫理審査
委員会の承認（2022-4）を得て実施した。
被験者にはアンケート調査は個人名が特
定されないこと、研究以外に使用しない
こと、研究に協力しないこと、自らの意
思で途中辞退することが可能なことをそ
れぞれ説明し、これらの理由で不利益を
被ることはないことを説明し了解を得た
者を対象者とした。

- (1) 研究の対象となる人に理解を求めた
承を得る方法（説明文書及び同意書
を添付すること）を用いた。
- (2) 研究の対象となる人の人権保護およ
び安全確保(対象者に与える身体的・
精神的な侵襲について記載すること
及び個人情報を保護する対策等を記
載すること)、同意後における調査
はアンケートのみであり、自らの意
思によって協力でき、成績評価等の

不利益を受けない様、配慮する。

- (3) アンケート調査の回答は、匿名性を
担保するために、名前を英数字に変
換してデータを保管することとする。

4) 利益相反

本報告において、開示すべき利益相反
事項はない。

Ⅲ 結果と考察

(1) 「いつ性行為を知ったか」について

小学校が被験者 18 名（58%）、中学
校 10 名（32%）に続き以下、高等学校 1
名（0.03%）友人 1 名（0.03%）不明 1 名
（0.03%）の結果となった。（Table1）

Table1 いつ性行為を知ったか

小学校	中学校	高等学校
18	10	3
58%	32%	10%

n=31

この結果から小学生の段階で半数以上の
者が性行為を認識していることが示された。
アンケート調査にて小学校と回答した 18 名
（32%）の内訳を検討すると 14 名がテレビな
どのマスメディアや友人と記述し、小学校で
の授業中において性行為を理解したのは 2
名に留まった。野田（2002）¹²⁾らは、青少年
のまわりには、雑誌やコミックをはじめとして、
テレビ番組、ビデオ、インターネットなど性
に関する情報が溢れている。青少年は知ら
ず知らずのうちにこれらの情報に接し、その
影響を受けていると思われる。青少年のメ
ディアからの情報を正しく選択する能力や判

断力は充分ではない、と述べている。小学校の授業においても ICT 教育が導入され、今や SNS 等への加入も安易となり、昨今、「援助交際」などが青少年の問題行動の低年齢化も課題の一つとなっている。小学生においては判断力や責任を果たす力が不足しており、精神的に未熟であるということもあり、今後の小学校教育において、何らかの性教育、性行為における正しい認識を教えることが、現状では学習指導要領に含まれていないものの急務の課題と捉えることができる。

中学生時代と回答した 10 名（32%）については 7 名が授業中に認識したとの記述しており、歯止め規定内においても、授業を通じて保健体育教諭が性行為について教育していることが示唆された。

高等学校と回答した 3 名（10%）は体育授業において認識したと記述している。

本報告におけるアンケート調査からは、性行為そのものを認識した時期に大きな差が生じていることが明らかとなり、とくに小学校と中学校の年代を合わせると約 80% の学生がすでに性行為について認識しており、現行の学習指導要領に沿った教育では、生徒の知識及び知りたいこととの乖離が生じていることが示唆された。これらの結果からも、小学校、中学校、高等学校のどの時期において性行為に対する正しい知識を教えることは大きな課題である。また、学校種の一貫性を持った教育の構築が今後の大きな課題と考えられる。

(2) 性行為を知ったきっかけとして小学・中

学・高等学校で「友人」からのきっかけとして 17 名（55%）の回答を得た。内訳として小学校時代に友人から性行為を知ったでは 12 名（70%）を占めた。このことから、早期の小学校時に「性行為」そのものにおける正しい認識を教える教育の在り方を構築することが急務の課題と言える。この背景には「性行為」をどのように伝えるかにおいて教師の力量が問われる課題も存在する。

Table2 初めて性行為を知ったきっかけ

	家族		友人	授業	無回答
	親	兄弟			
小	0	5	12	1	
中	0	0	3	6	1
高	1	0	2	0	

n=31

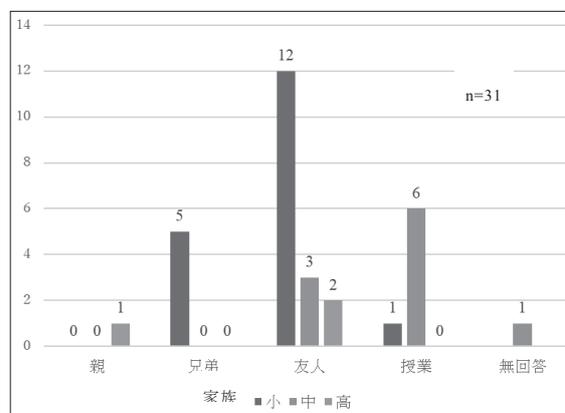


Figure 1 初めて性行為を知ったきっかけ

(3) 「中学時代の保健授業で性行為について学んだこと」について

現行の文部科学省における学習指導要領（保健体育）では、中学校において生殖に関わる機能が成熟すること、また、成熟に伴う変化に対応した適切な行動が必要となること（射精、月経、性衝動、異

性の尊重、性情報への対処など性に関する適切な態度や行動の選択が必要になることを理解できるようにする)、妊娠や出産が可能となる観点から、受精・妊娠を取り扱うものとする³⁾、と示されている。これらの内容から、成長に伴う生殖の成熟に伴う各性行為や性情報の理解を深める教育時期に捉えられる。

しかしながら、性行為そのものを全く教わっていないと回答したものが8名(26%)、また記憶にないと回答した者が8名(26%) (Table 3) と全体の52%が保健の授業を通じ学んでいないという結果となった。小学校と中学校年代において約90%の者が性行為について認識しているにも関わらず、全体の52%は保健の授業を通じて学んでいないという結果から

授業以外の何らかの方法において性行為についての知識を得ており、偏った性知識を得ている可能性も示唆される。中学校の保健の授業で性行為を取り扱わない理由としては、学習指導要領³⁾における記述の影響があり、性感染症や受精・妊娠といった性行為の結果から生じる次のステップの内容を授業のメインテーマとして取り上げる必要性が要因として考えられる。また、性行為が授業として取り上げにくい背景に、どのような形式で生徒へ性交渉を教えるべきかというテーマに教員が向き合っていないこと、具体的な内容を用いての性教育が七尾養護事件¹³⁾や足立区中学校の性教育¹⁴⁾での対応から行政機関において担保されていないといったことが推察できる。

table 3 中学校の保健体育授業で「性教育」で学んだこと n=31

上位カテゴリー	下位カテゴリー	実際の回答
性教育の授業	教わっていない	大雑把な授業で細かく教えてもらえなかった 性に関するキーワードは教わったが性行為に対する具体的な内容は教わっていない あまり深く教わっていない 男女の身体が思春期にどのように変化するかのみ教わった。性交渉については教わっていない 具体的には教わっていない
	記憶にない	性に関するキーワードは教わったが性行為に対する具体的な内容は教わっていない 記憶にない (2) 教科書を見て音読する (内容は記憶にない) (2) 特別授業として性教育が開催された。内容は覚えていない 授業で教わったが具体的な記憶にない
授業内容		好きな人が居るか? 性行為に興味があるかなどのアンケートあり。男女違う部屋で性教育の授業を受けた 精子と卵子が結びつくとうなるかという内容で教員から教科書通りの説明があった 精巣、卵巣、精痛、精子、卵子、射精、月経、受精について教科書通りに教わった 教科書を見て音読する (内容は記憶にない) 男女別々の教室に分けられ、女の子には思春期に身体的にどういことが起こるのかを習った 動画を見ながら授業を受けた 子供向けの性教育用の絵本を参考にして授業を受けた 精子と卵子が受精して受精卵になることは教わった。それ以外、記憶にない 参考となる動画見た後、教員からの解説があった詳しく教わっていない 受精について、避妊について教科書に従い教わった (2) 教科書の文を読んで学んだ 受精について教わったが性行為そのものは教わっていない 性行為、性犯罪については教わっていない 受精については動画で学んだ 性に関するキーワードは教わったが性行為に対する具体的な内容は教わっていない ダミー (赤ちゃん) の用いて指導を受けた。動画、スライドを用い性行為について学んだ
	外部教育	特別授業として性教育が開催された。内容は覚えていない 性教育の専門家 (産婦人科医) が学年全体に授業を開催してくれた (2)

回答では男女を分け、違う教室での性教育を実施した中学校も存在しており、現代の性的マイノリティ（多様性）に現状では対応できていないといえる。今後、中学校の保健体育授業では、社会の変化に対応し男女を区別しないことや性的マイノリティ（多様性）に応じた具体的かつ建設的な性行為の授業内容の検討、それらを担保する行政を含めた体制の構築が急務であると考えられる。

(4)「高校時代の保健体育で性行為について学んだこと」について

現行の文部科学省における学習指導要領（保健体育）⁴⁾では、学校における性に関する指導について、内容の取り扱いにおいて高等学校では下記のように示してい

る。「生殖に関する機能については、必要に応じ関連付けて扱う程度とする。責任感を涵養することや異性を尊重する態度が必要であること、性に関する情報等への適切な対処についても扱うよう配慮するものとする」¹⁾といった精神的なものに寄り添った内容となっている。また、結婚生活と健康結婚生活について、心身の発達や健康の保持増進の観点から理解できるようにする。家族計画の意義や人工妊娠中絶の心身への影響等についても理解ができるようにする¹⁾といったように、性行為への教育よりもそれ以前、それ以後の教育に焦点が当てられている。これらのことから、中学校での性行為の教育課題は、高等学校でも解決されずに先送りになっていることが認められる。本報告におけるアンケート

table 4 高等学校の学校の保健体育授業で「性教育」で学んだこと n=31

上位カテゴリー	下位カテゴリー	実際の回答
性教育の授業	授業内容	妊娠はどのようにするかという中で、精子が卵子に出会うまでの動画を見た 性病、避妊具、妊娠、マスターベーションについて教わった 性行為そのものは教わっていないが身体の仕組みを教わった 教科書を音読しただけ (3) 資料やプリントが配布され、ワークを穴埋めし、答え合わせをやるだけの授業 精通や生理などについて教わったが性行為そのものについては何も習っていない 教科書を見て音読する (内容は記憶にない) (2) 特別授業として性教育が開催された。内容は覚えていない 授業で教わったが具体的な記憶にない
	中学校と同様	中学校の授業と変化なく、詳しくじっくりというより、サラッと流した授業であった (6) 精子と卵子が結びつくかどうかという内容で教員から教科書通りの説明があった 精巣、卵巣、精痛、精子、卵子、射精、月経、受精について教科書通りに教わった 教科書を見て音読する (内容は記憶にない) 男女別々の教室に分けられ、女の子には思春期に身体的にどういことが起こるのかを習った 動画を見ながら授業を受けた 子供向けの性教育用の絵本を参考にして授業を受けた 精子と卵子が受精して受精卵になることは教わった。それ以外、記憶にない 参考となる動画見た後、教員からの解説があった詳しく教わっていない 受精について、避妊について教科書に従い教わった (2) 教科書の文を読んで学んだ 受精について教わったが性行為そのものは教わっていない 性行為、性犯罪については教わっていない 受精については動画で学んだ 性に関するキーワードは教わったが性行為に対する具体的な内容は教わっていない ダミー (赤ちゃん) の用いて指導を受けた。動画、スライドを用い性行為について学んだ
	外部教育	特別授業として性教育が開催された。内容は覚えていない 性教育の専門家 (産婦人科医) が学年全体に授業を開催してくれた (2)

調査結果 (Table 4) から、性行為におよぶ以前のオナニーや性病についての学び、避妊具 (コンドーム・ペッサリー等) などを教える高等学校は 9 名 (27%) であった。上述した通り 28 名 (97%) が中学校までに性行為の認識はあるが、高等学校の教育現場においても、性行為への教育は皆無に等しいことが示唆された。約 4 割の高校生は高等学校が最後の教育機関であることから、現在の性教育のシステムでは、教育機関で正しい性行為の知識を得ることなく修了する者が多くいるという課題が示された。

(5) 歯止め教育をどのように受け止めるか

1998 年版の学習指導要領 (保健体育)⁷⁾ で「妊娠の経過 (性交) は取り扱わない」(中学 1 年の保健体育科)、「人の授精に至る過程は取り扱わないものとする」(小学 5 年の

理科) とされており、いわゆる「歯止め規定」が定められているといえる。現状を踏まえて本報告のアンケート調査を検討すると、歯止め教育に対して賛成が 9 名 (29%)、反対意見となる「歯止め教育を無くして生徒へ性行為などを教えるべきである」が 14 名 (45%) となった。また、賛成意見のなかに、「歯止め規定は賛成。無理に授業で性行為を教えると変な風習が生まれる可能性がある」との賛成理由に至る記述もある。将来、中学・高等学校の保健体育の教員を目指す大学生においても歯止め教育の在り方に賛否の声があり、歯止め教育自体の基本方針の検討、性行為教育について現場の教育者間、そして現場と行政機関とのコンセンサス (共通認識) を深める必要がある。また自由記述には、歯止め教育の存在自体を知らなかったという記述もあり、教員養

table 5 「歯止め規定」をどのように捉えているか n =31

上位カテゴリー	下位カテゴリー	実際の回答
賛成	授業への制限	ある程度、歯止め規定が存在したほうが性犯罪防止に繋がるのではないかと (2) 歯止め規定は賛成。無理に授業を行うと変な風習が生まれる可能性がある。気になる子は自分で調べる 歯止め規定には賛成。気になる生徒は自分で自主的に調べると思う 全く知らないことは問題だけど、無理に中学時代に性交渉を具体的に教える必要はないと思う 授業で教員・生徒間が気まずくなる可能性があるから軽く導入すればいい。歯止め規定には賛成 ある程度の知識で良いと思うので歯止め規定には賛成。このご時世、ネットで何でもリサーチできる 歯止め規定には賛成だ。逆に性犯罪が増加するのではないかと (2)
反対	授業への導入	性行為が具体的に理解できないことと性暴力や性被害がどんなものか想像つきにくいと思う 歯止め規定を厳守するのではなく、生徒に正しい知識を伝えるという工夫が必要だと思う 性暴力について授業をするのなら、性行為についても教えていくべきだと思う (2) 性について深く正しい知識が浸透しないように思う 女性を性暴力から守るためにも正しい知識を身に付けることは教えるべきだと思う 性に関する事は恥ずかしいことではないので歯止め規定に反対。生徒にしっかり理解させることが大切 中学1年生で無理に教える必要性はないが、しっかりと教えるタイミングは他の学年で必要だと思う 中学の早期に性教育を行うべきだと思うので、歯止め規定には否定的だ 正しい性の知識を教える必要があると思うので歯止め規定には反対だ 生徒には必要なことなので歯止め規定には反対だ 曖昧にして教えてはいけないと思う。しっかりと教えるべきである (避妊、自らの身体を守る意味でも) 中途半端に教えてはいけないと思う。具体的に教えるべきである (避妊、自らの身体を守る意味でも) しっかりと教えるべき。歯止め規定には否定的である。小学生から教えてもよのではないかと 明確に教えるべき。歯止め規定には否定的だし、性犯罪防止にも繋がると思う 自らの身体を守る上でも歯止め規定には反対。しっかりと具体的に教えるべき 先進国と比較し、日本は性教育に対して遅れているように思うので歯止め規定には反対である 歯止め教育自体の存在を知らなかった (5)
その他		

成校としては歯止め教育に対する教育理解を定着させる授業展開も重要な課題であることが明示された。文部科学省では2008年学習指導要領⁹⁾で歯止め教育の規定文書を削除しているが、現状の学校教育（保健）の授業では、歯止め規定⁵⁾が今も継続し定着化していることは、学習指導要領の様々な文言からも明白であり、性教育の授業を進める上で、教育現場で十分に議論がなされない要因になっているといえる。

まとめ

わが国の性教育の根本的な原因は、学校教育の中に性教育が位置付けられていないことである。今後の課題は、まず小学校時期で「性行為」に対する学校教育のあり方の検討、中学校時期にて「性行為」に対する授業での生徒への教え方の教材研究、高等学校時期では「性行為」においてどのような危険因子が存在するかを教える、といった様に学校種ごとの課題克服が求められる。そして小学校・中学校・高等学校のそれぞれの授業そのものの捉え方、在り方の再構築を図る必要があると考える。更に文部科学省の歯止め教育については、教職を目指す学生に広くアンケート調査を試み、対象の大学生における評価を追求していく必要性がある。

教職課程に在籍する大学生においては、保健体育科教育法などのカリキュラムで性教育の一環として性行為をアクティブラーニングや模擬授業に導入することも検討課題と考える。

おわりに

本研究は教職課程の大学生における「性行為」に対する意識調査（第一報）として報告した。今後は中学校、高等学校の生徒における性行為の意識調査をはじめ、現職の中学校・高等学校教諭へのアンケート調査を実施し、生徒と教員間、教員養成機関と教員間での相違点や課題などを調査し、未成年者における性行為に対する学ぶ在り方を検討して行くことが必要と考える。また、実際の中学校、高等学校の授業における指導実態（指導案）などを調査することにより、教師として性行為をどのように教えるべきかをテーマとした「授業展開における課題」を追求して行きたい。

参考文献

- 1) 文部科学省 健やかな体を育む観点から、今後取り組むべき課題について
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/attach/1395097.htm (2022年11月23日閲覧)
- 2) 文部科学省 小学校学習指導要領及び解説
- 3) 文部科学省 中学校 学習指導要領解説 保健体育編 体育編 (2018年告示)
- 4) 文部科学省 高等学校学習指導要領解説 保健体育編 体育編 (2018年告示)
- 5) 文部科学省 歯止め教育に関する学習指導要領 (1999年告示)
- 6) 文部科学省 学習指導要領改訂 (1989年改訂)
- 7) 文部科学省 学習指導要領改訂 (1998

- 年改訂)
- 8) 林正人 (2004) 学習指導量にかかわる問題と大学教育 大阪工業大学紀要 8、49 巻 1、pp33-47
 - 9) 文部科学省 学習指導要領改訂 (2008 年改訂)
 - 10) 令和三年法律第五十七号 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律
 - 11) 令和 2 年度 文部科学省 人事行政調査 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/1411820_00005.htm (2022 年 11 月 23 日閲覧)
 - 12) NPO 法人ピルコン 性教育についてのアンケート調査 (2018)
 - 13) 東京都教育委員会の都立七生養護学校の性教育に対する処分に関連する警告書要約版 東京弁護士会 (2005 年 1 月 24 日)
 - 14) 川田篤志ら (2018 年 4 月 5 日) 東京新聞